第24回 池田町行財政改革推進委員会 議事録

日時:令和4年7月14日

午後 1 時 30 分~5 時 25 分

出席者(敬称略)

○委員 8名:(名簿掲載順)

和澤忠志、宮嶋將晴、山沖義和、丸山史子、瀧澤洋子、村端浩、山﨑正治、辻庄市

○事務局(総務課) 2名:

宮澤達 (課長)、塩原長 (企画係長)

○関係課 2名:

丸山佳男 (振興課農政係長)

浅野景太 (農業委員会事務局次長)

欠席者(敬称略)

○委員 1名:

赤田伊佐雄

(司会:宮澤達)

1. 開会(丸山副会長)

2. 会長あいさつ (山沖会長)

これまでの話し合いで議論も出尽くしているところもあるので、今日は、いくつかの確認 すべき点を先にとりあげ、さらに議論の取りまとめに向けて話を進めたい。最終的には、第 四次答申として保育園・小学校を含めて全体を1本にまとめるが、保育園・小学校はある程 度議論が終わっているので、今日はその他の施設について取り上げ、時間があれば保育園・ 小学校を取り上げる。なお、基本的な考え方についてもお諮りしたいので、よろしくお願い したい。

3. 第 10 回第 3 部会報告

事務局(宮澤課長)

7月11日(月)、午後1時30分から、オンラインにて開催 <「次第」に記載の通り説明>

4. 協議

(1) 諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」について

<農地法関連事項について>

山沖会長

ハーブセンター西側の農場における借地について、農地法に関連して、前回までに議論が

あった。論点が 3 つあるので、紹介した上で、農業委員会の担当者から説明をしていただく。

第1点は、町が個人から農地を借り入れることの適法性について。

今回、議論になっているのは、本来、個人から農地を借り入れる際には農業委員会の許可 が必要であるものの、町は許可を取ってない。それが適法かどうか。

第2点は、町による農地の転貸の適法性について。

農地法第三条第2項第六号の規定によって転貸は禁止されており、農業委員会も許可することができないことになっている。これに照らして町の転貸の適法性はどうかという点である。

第3点は、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の適法性について。現在、業務委託しているポラリスアクトは適格法人ではないと思われ、この法人が借りることができるかどうかという点である。

以上について、農業委員会の見解をお伺いしたい。

浅野農業委員会事務局次長(以下「浅野次長」と略記)

農地相談を行う機能のある長野県農業会議に助言を受けたので、3 つの論点について報告 したい。

第 1 点。農地法第三条第 1 項では、基本的に許可を受けなければならないとなっているが、「この限りではない」という事項が次に書かれている。

つまり、土地収用法その他の法律によって権利が収用または使用される場合は、許可は要らず、これに当たらない場合は許可が必要になるということになる。

第2点。農地の転貸の適法性だが、相談した結果、行政財産の一部を目的外使用する許可 については、よく分からないところがあるが、事業者がやっている内容の実態からすれば、 農地法上は転貸に当たる可能性があるとのことだった。

第3点。農地法第三条第2項では、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合は許可できないとなっているものの、第3項では、前項の第二号および第四号の規定に関わらず、下の要件を満たすときは許可できるとなっている。つまり、これらの条件を満たすものに限って所有適格法人でなくても権利を取得することができる。

以上をもって、説明としたい。

山沖会長

第1点目について、土地収用法との関連で、もう少し説明をお願いしたい。

浅野次長

農地法で、「土地収用法その他の法律」となっているうちの土地収用法において、第三条 第三十二号では「国又は地方公共団体が・・・その他公共の用に供する施設」ということに なっており、公共施設であれば、今回の件もこれに当たるのではないかと思われる。

山沖会長

試験ほ場の場合はどうか。

浅野次長

試験ほ場の場合は当てはまらない可能性がある。というのも、町が農地を借り入れる場合の例として、試験ほ場とか展示ほ場がある。それであるならば、農地法上の許可を得た上で権利を取得する必要があると解釈される。

山沖会長

要は、試験ほ場であれば、正々堂々と農業委員会からの許可を得る必要があるということになる。

辻委員

法律の読み方として、農地法第三条第一項第十一号の「土地収用法その他の法律によって・・・権利が収用され、又は利用される場合」に該当する必要があるが、何に該当するのか。

浅野次長

正直なところ、町から頂いた資料を見る限りでは、どれに該当するかまでは分からない。

辻委員

問題は解決していないということか。

浅野次長

疑わしいということになる。

山沖会長

多分、正式な見解はなかなか出しにくいところがあり、まだ検討を始めてもらったばかりだから、最終的な判断に至っていないのだろうと思う。今の話を聞いている限りでは農地として使っている場合は、試験ほ場であろうが展示ほ場であろうが、本来は農業委員会の許可を得て使用するということになる。許可は出るだろうから、間違いなく適法だということになる。そうでなかったから駄目というわけではないが。

次に、町が借りて農地を占有した形で使用する場合に、耕作を業務委託すること自体は問題ないが、指定管理であるかどうかは別として、丸投げのような形にした場合には事実上転

貸と同じになるので、この場合は、指定管理であっても実態がどうなのかを確認しなければ ならない。

ポラリスアクトについては、第三条第3項の3つの条件が満たされるのであれば、借りることができることとなる。直接、借りるのであれば農業委員会の許可を得た上で借りることが出来ると受け止められるが、そのような理解でよいか。

浅野次長

その通りだ。

宮嶋委員

指定管理は、制度を使って財産の管理をする制度だから、その場合、農業委員会の許可は 要らないのではないか。

浅野次長

確認してみたい。実際に借りているかどうかを判断する1つの目安となるのが、そこで作ったものを処分する権限がどちらにあるのかということだ。指定管理によって作られた何かを売り上げた場合、その売上げが自分たちの懐に納まるのなら、農地法上の考えからすると実質貸付に当たるということになる。

山沖会長

行政法上と農地法上の問題があり、農地法上では、耕作をした際の収穫物がどちらの所有物になっているのかが問題であり、そこでの収穫物や収益を自分のものにするという限りでは、指定管理であっても認められないということになる。

宮嶋委員

前の時代から、勿論、現在の賃貸での使用についても、農地法違反もしくはグレーだという見解になってしまう。

山沖会長

「違法である」と断定している訳ではなく、「抵触するおそれがある」ということである。

浅野次長

様々な法律で言っていることが違うというケースもあり、最終的にはどちらを優先させるかという話にもなるので、考えに合わないから駄目というものでもない。

宮嶋委員

指定管理者が、指定管理を受けている畑で出来たものを売って、利益を自分の懐に入れた場合はいけないということか。指定管理でも、農場をきれいにしてもらうことが目的で独自事業をやらない場合もある。その場合は農業委員会の許可は要らなくて、果実を自分のものにしている場合は農業委員会に届けなければいけないという解釈になる。

浅野次長

断定はできない。相談した方も相当悩まれていた。いろいろな情報の範囲で話されたところでは、実態の内容を見てみない限りは何とも言えないということだった。一般論として、そこで得た利益を受け取る権利がどちらにあるのかによって、貸付に当たるのか、管理の範囲なのかの分かれ道になる。

宮嶋委員

指定管理のやり方によっては、協定書で収入は全部行政に属するというやり方もある。また、そこから得た収入は指定管理者に属するという指定管理もある。今の説明では、案件によって、農業委員会にかけたり、かけなかったりということになってしまう。

山沖会長

念のために言うが、農水省に確認したが、農水省も同じように実態を見る必要があると言っていた。農場で収益を上げることは構わないが、その収益を全額町に納付するということであれば問題はないが、それが指定管理者に入ることになれば限りなくグレーにからブラックになる。最もいいのは農業委員会の許可を得て行うということになる。

浅野次長

農業相談では、疑わしい余地が残る以上は、誰から見てもクリアな状態にしていくことが 望ましいと話していた。

宮嶋委員

あとは提訴でもして正してもらうしかない。今聞く限りでは、てる坊市場も違反だし、今 やっている賃貸、行政使用も疑わしいということになる。

山沖会長

抵触すると断言することまでは言えず、抵触するおそれがあるということだ。

宮嶋委員

では、丸山係長はどういう決意を持って対応するつもりか。

丸山係長

今回、行革委員の皆さんから指摘がなければここまで深く追求することはなかった。おか げで、いろいろと分かって有り難かった。

農業委員会のグレーという判断があるので、これをホワイトにするために手をつけていき、来年度初頭からは完全に問題のない状態に改善していきたいと考えている。

宮嶋委員

来年からは改善する方向に向かっているのでよいと思うが、町民の代表である議会の皆 さんにもこのことをしっかり説明して頂きたい。この間も、議会ではそんなことは聞いてい ない、直営にすると言ったきり説明がないという話があった。

行政財産の管理形態を変えることは、私の長い経験から言っても重大なことだ。今度このように変えるからご理解願います、今度はこうしますと、きちんと項目を挙げて説明するべきだ。説明してこなかったことが問題だ。違法だ、違法でないなどと議論するのは、行革委員会の本来の使命ではない。

町の皆さんはプロだから、議会に説明して議会がチェックするのが本来の姿だ。いろいろなことを議会と討論し、方向性を決めていかなければいけない。議会は決定権があるので賛成しなくなる。町民は、町がハーブ園を管理していると思っている。私も昨年ある方から、町が委託をしたり賃貸契約をしたりしているという話を聞いて、それはおかしいと思い調査を始めた。行政も今回の事態を反省して、グレーからホワイトにしていただきたい。ハーブ園をどうしていくかの方針を立てて、議会に説明して欲しい。

丸山係長

宮嶋委員から指摘があったように、一帯をハーブセンターと位置づけ、行政財産で公の施設になっているので、その範囲が変わる場合は、当然議会議員にも十分説明をした上で実施をしていかなければならない。

和澤委員

条文を読んだりしても、普通の人はなかなか理解できない。例えば、個人が町から借りた場合に違法性があるかどうか、団体の場合はどうか、1枚の紙にしっかり表をつくってほしい。町が他の団体に賃貸しているのは法律違反であり、今後の対策はこうすると、単なる法律論ではなくて、分かりやすくまとめてもらいたい。

丸山係長

2ページの1番についてはグレーだ。グレーであることを解消するなら農業委員会に許可申請をする。2番についてもグレーであり、転貸の恐れのない状態にする。3番は、農地利用適格法人でなくても農地の使用貸借又は賃貸借の許可は可能ということだ。

和澤委員

今の説明だとしっかり解らない。議会にも説明する必要があるので、口頭や条例を読んで解釈する事は難しい。現状の問題点、これからの対策の手続き、いつから実施するかを文章化して説明して戴きたい。

丸山係長

今年度中に見直しをすすめる。関係各所とのやりとりをした上で、議会に説明をする際に 資料として表を作りたい。

山沖会長

委員会における口頭での説明はちょっと分かりにくかったかもしれないが、法律の執行者としては、もっとしっかりしたものを作り、必要なタイミングを見て資料を作って説明して頂きたい。なお、議会に出す前に説明していただけると有り難い。

いずれにせよ、3 つのそれぞれに違法性の疑いがあるので、それを前提に今後、「現状と対応策」について答申にまとめていきたい。

<アンケートを含む公共施設の議論の取りまとめについて>

山沖会長

アンケートにご協力いただき感謝申し上げる。アンケートを踏まえて総務部会で話し合った。

総務部会では、かなり議論が尽くされているのではないか、それぞれの施設について問題点と対応策をまとめた方が分かりやすいのではないかという話があった。そこで、まずこれまでの議論のまとめについて話し合いたい。

次に、公共施設についての「基本的考え方」についてもお諮りしたい。これは、公共施設 全般に関わるものになっており、横断的な問題に触れているので、基本的考え方というより 答申の1つの柱にする方がよいかもしれない。基本的な考え方だけにしてしまうと、読み飛 ばされるおそれもないとはいえない。その取り扱いについても、別途、議論させてほしい。

資料の15ページ以降に、これまでの議論を踏まえて、施設ごとに問題点と対応策を取りまとめている。施設の順番については答申の段階で話し合うことにする。また、アンケートを含めて網羅的に作ってあるが、不要な部分、漏れている部分もあるかと思うので、議論の中で指摘してもらいたい。

<1> まちなかの賑わい拠点施設

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

山沖会長

指定管理料はだんだん少なくしていくのが望ましいが、収益が上がったからといって、町に納付させるやり方をしていいのかどうか。また2階の貸部屋の収入について、町に全面的に納付してしまうという意見もある。その場合は、管理してもらっているので、使用料収入を指定管理料に盛り込んで計算しているとみなすのか、意見を伺いたい。

辻委員

公共施設の指定管理料は、施設の使用料収入がある場合は、それを勘案して決めるのが通常のあり方だと思う。美術館でも同様だ。

宮嶋委員

この施設の問題点は、町が指定管理料として350万円を出しているのだが、そこで行っている独自事業に使われているのではないかという問題にメスを入れなければならないということだ。初めに200万円だったものが、360万円になっている。人件費が高く、管理するだけならこんなに要らないのではないか、独自事業にも使われているのではないかという疑念が出ている。その点がきちんと解決できれば、大いに独自事業をやってもらえばいい。

なお、【対応策】の文章中、①と②で言っていることが重なる部分があり、整理した方がいい。また、指定管理の「入札」という言い方は馴染まないので、「公募による指定管理」でいいのではないか。

【問題点】の②について、飲食物の販売等というのは指定管理者の独自事業のことだから、 そのように表現すべきであり、③は言っていることが不明瞭なので、すっきりと問題点を指 摘した方がよいと思う。

山沖会長

2階貸部屋の収入を全部町に入れるというアイディアがあったが、それについてはどうか。

和澤委員

その論点からずれるが、この施設の経過をみないといけない。社会資本総合整備計画の際に、町の商工会に対して、商業を活性化してほしいと 2000 万円を出した。商工会はそれに応じたが、2000 万円ではとてもできないとなった。ちょうどタイミングよく地方創生交付金が出たので、商業活性化の拠点になる建物を建て、会社も作って拠点作りを進めた。にぎわい創造社の幹部は商工会の幹部が兼ねている。建物は建てたが、なかなか会社として利益をあげられず、商工会からすると、町から頼まれてやっている、町が資金を出すべきだとなる。一方で、町からすると、売上げを上げて頑張ってもらいたいとなる。

指定管理料が 200 万円ではとてもやっていけないと商工会から言われ、結局町としても

検討して指定管理料を上げるという話になっている。

指定管理の条件を変更しなくてはならない。次の公募の条件の中に入れるかを検討しなければいけない。これからも一体の管理で良いと考える。イベント料は暫定的な処置である。2~3年イベントを実施しその経験を活かし、指定管理者が独自の考えで賑わいを作り出していく事が条件である。次の指定管理のときは、ハーブセンター西側と同じく一定額の家賃は支払って頂く必要がある。

宮嶋委員

【対応策】の②の記述は違うのではないか。この施設の受け手である「賑わい創造社」は独自事業をやっている。「収益事業(施設使用料)により得られた利益の一定の割合・・」と書いてあるが、施設使用料というのは独自事業ではない。町が条例で定めた使用料=レンタル料で、会社はその場を管理しているだけだ。これでは、その使用料と酒や土産物などの商品を売った収益と合わせて 10%、20%を納めるということになってしまう。この点は直さないといけないのではないか。

町は、この施設を管理するだけの人件費を見ればいいだけだが、それ以外のものが混在している。純利益の 10%を納めることは継続されるわけだから、あえて書く必要もなく、対応策の②をもう少し整理し、指定管理料を絞って真に必要な管理料だけにすべきだという点を強調してほしい。独自事業は大いにやってもらっていいいが、区分経理をしっかりやってもらいたいという趣旨の報告にしないといけない。

山沖会長

契約上は、施設使用料として納入するということになっている。貸付の場での収益の中身の事業としてではなく、施設使用料として納入する契約書になっている。

宮嶋委員

括弧書きを取れば問題ないのではないか。

山沖会長

そこは削除するが、もう一つ重要な問題がある。維持管理業務と独自事業の区分が本当にできるのかどうかということだ。だからこそ指定管理者制度をとって、独自事業で儲けるのはてる坊市場と同様で構わない。しかし、区分経理するのではなく、指定管理業務と独自事業とをやってもらい、指定管理費については施設を管理するために必要な経費を上限として払うという対応策になると思うのだが、そのような趣旨でよいか。

宮嶋委員

要するに、町で管理しなければならないのは施設だ。町が指定管理料として支払うのは施

設の経費だけだ。その施設で利益を求めることもあるし、施設の管理だけのこともある。そこはしっかり区分経理しなければならないということだ。松川村の施設では、区分経理は当たり前だし、口座を別にするほど厳しい。

山沖会長

独自事業については、区分経理するが、時間の区分までは難しい。そこは積算根拠において必要経費を見積もり、それを上限として公募するという趣旨でよろしいか。

宮嶋委員

行政として、あの施設を管理するだけのために人件費はこれだけ要ると、誰にもきちんと 説明できるものでなければいけない。相手からもう 100 万円ないとやれないと言われて増 やすようでは、補助金みたいになってしまう。毅然とした公平な指定管理料でなければなら ないということだ。

山﨑委員

赤田委員からも前に話があったように、この施設の管理に 2 人の職員を置いていることにメスを入れなければならない。本当に 2 人の職員がいるのかどうか。問題は施設の管理料なのであって、それ以外の独自事業は指定管理者の企業努力でやってもらえばよい。必要最低限の管理料にすべきだという点を鋭く提起していくことが焦点だ。

山沖会長

施設の管理に必要な経費を積算するということにしたい。【問題点】の②は削除し、③も分かりにくいところは簡素化し、「指定管理料については、その積算根拠が不明朗であり、 実際の運用にあたっては・・・拭いきれない」という程度にまとめたい。【対応策】の②も全面的にカットするということでどうか。

村端委員

2階の使用料収入を町に入れるという提案をしたのは私だが、その根拠は、現在の実態からいえば独自事業をやっているのは1階だけで、2階は独自事業とは関係なく単なる貸し館になっていることだ。だから、2階を含めた施設の管理をするのであれば、1人で十分であり、これだけの積算根拠になるということを示せばよい。

そうではなく、2階も含めてハーブセンターと同様に物産の販売や交流活動を行い、町の 賑わいを作り出すという目的に照らして業者を選定するのであれば、2階の使用料も収益の 一部と見る考え方もできる。現在の延長で指定管理を続けるのであれば、管理料は過大であ り、不明朗になっていると感じる。

なぜ、このような不明朗で中途半端な施設になっているのかといえば、根っこは社総交の

時代に戻っていく。交流センターの東側に商業エリアを作りながら、一方で個人の所有であった建物を買ってあのような事業を始めたことにあると思っている。それを取り繕うために多額の費用をつぎ込まなければならないとすれば、一貫性のない政策を展開していることになる。この場を本当に生かしたいのであれば、商業エリアは名称を変えて別の用途に使うとか、全館を使って賑わいを作り出すに相応しい業者を選定するとかしなければならないのではないか。

宮澤課長

あの建物を町が買い取ったという話があったが、無償で寄付を受け、壊して建て替えるのは町でやっている。また、施設の使用料については、全体の積算をして、その使用料を引いたものを施設の指定管理料としている。

山沖会長

村端委員の話では、2階は指定管理者制度を採用せずに行政委託するというイメージになるのか。もし指定管理者制度であれば、指定管理料で調整するということになるが、どちらをイメージされているのか。

村端委員

実態は、2階は委託で1階は指定管理という形になってしまっている。本来指定管理にするのであれば、その目的があり、2階も含めて全面的な活用を想定して指定管理を行うのであれば分かる。しかし、実態はそうなっていないということを言いたい。

山沖会長

そうすると、指定管理者制度はそのまま維持してよく、貸部屋の収入を町に入れるというよりは、むしろ賑わいを創出する拠点としての位置づけを一層明確化し、それに相応しい施設としての運営を検討するようにすべきだという趣旨であると考えてよいか。

村端委員

その通りだ。

山沖会長

2階を含めた活性化という趣旨を入れさせてもらいたい。 では、次のハーブセンターに移りたい。

<2>ハーブセンター(西側地区)

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

村端委員

【問題点】の①に、ハーブセンターの機能が書かれているが、どのような機能かが書かれていない。たとえば、池田町の物産品の販売や開発、観光案内などの機能が十分に発揮されていないという具体的な点を指摘した方がよい。そうすれば、【対応策】につながっていく。ハーブのセンターとしてというより、現在では池田町の総合的な物産品、加工品、農産物などの販売促進などの機能と、観光客が必ず寄る場所でもあるので、観光を発展させるための機能について検証していく必要があると考える。

山沖会長

観光案内というより、観光拠点としての機能と言った方がよいだろう。

和澤委員

【対応策】③のトイレ管理だが、県道東側のトイレは道の駅のトイレとして県から委託されて管理している。西側は指定管理者が管理している。かつては全体が指定管理だったので、てる坊市場が一体管理していたが、現在は分かれている。その意味で一体管理する意味がどれほどあるのか、管理さえしっかりしていればいいのではないかと思うし、またここに記載する程重要な意味があるのかという気がする。

宮嶋委員

何か問題があるからということではなく、町民から見ると同じトイレが、道路を挟んでこっちは指定管理で、こっちは町が管理という形になっているので、前のように一体的に管理した方が効率的ではないかということだ。

瀧澤委員

私も一体的に管理してほしいと思う。例えば連休などで店が忙しくて汚れが目立つなど 対応が十分出来ていないところが見えるので、専門的に管理されていればそのようなこと はないのではないか。地域住民としては、是非一体で管理してほしい。

山沖会長

軽重はいろいろあるかもしれないが、指摘しておいてもいいのではないか。去年まではシルバー人材センターに委託していたが、今年はまた違っているようだ。年度ごとにバラバラで場当たり的な対応になっているところが問題だ。

瀧澤委員

ぜひ一体管理を入れて頂きたい。

山沖会長

また、答申のところで、話をしたい。

和澤委員

今まではてる坊市場に管理を委託していたが、今度はてる坊市場でなくても町が一体管理するということでよいか。

次に【対応策】①の「現行の指定管理制度を維持することとし・・・累積赤字解消に向けた新たな取組みの発掘を行う」という部分の意味がよくわからない。累積赤字の問題は、てる坊市場の経営上の問題であり、長期に亘りしっかりと経営計画を立て実績を伸ばす為に指定管理期間を6年間とした。

山沖会長

「現行の指定管理制度を維持すること」で切ってしまってもよい。

宮嶋委員

公募をしているのか。

宮澤課長

前回は行っている。公募は最初に指定管理したときと、前回は活性化施設1号2号が加わったこと、東を含めないということが変わったので行い、計2回となる。途中は指名した。

山沖会長

中身を変えない限りは指名になる可能性も十分あるということか。

宮澤課長

状況によっては指名になることもある。

和澤委員

公募が基本である。てる坊市場も創業当時より、大分考えが変わって来ている。次の公募時の町民の意向にもよる。しっかりと町民が指示してくれるような町の活力を引き出し町民より愛される施設にしてもらいたいそうすれば指名でも良い。

山沖会長

とりあえずは「維持すること」としておきたい。

<休憩>

<3>ハーブガーデン(東側地区)

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

宮嶋委員

指定管理者は独自事業をやるわけだから、【対応策】①で、区分経理を厳正に行うことを 求めておいていいのではないか。

山沖会長

【対応策】の②の「指定管理の導入に当たっては、指定管理料を厳格に積算した上で」の 後に、区分経理を厳格に行うとともに、としてもよいか。

宮嶋委員

それでよい。

山沖会長

細かいところは今後また詰めることにして、次にいきたい。

<4>創造館

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

宮嶋委員

【対応策】②で、美術館については委員会としては答申を出して終わっている。行政側はそうではなく、美術館、創造館を含めて減額にしているからいいではないかと言っている。 委員会としては、こうした行政側の考えに与するわけにはいかない。表現を工夫した方がよいと思う。

村端委員

私が示した案では、「将来的には、検討委員会答申も参考にしつつ、当初の目的に照らして住民の文化的活動の振興に有効活用できるように努める」と書いていた。

遠い将来では、クラフトパークや美術館との関連性は出てくるかもしれないが、何よりも この建物を設置した当初の目標があったはずだ。平成20年の答申では、深く分析している し、問題点も解決策も列挙している。それらが何一つ解決されていないことに大きな問題が ある。

山沖会長

いろいろな人の意見を組み込んでこのように書いている。ただし、今、この点を出すこと 自体はやや軽率かもしれないので、今回の答申では、創造館の元々の体験学習施設としての 目標に照らして、住民の文化的活動の振興のため有効活用できるように努めるという趣旨 にしたい。なお、体験学習施設という位置づけはこのままでよいのか。

和澤委員

クラフトパークと美術館とは独立しているとは思うが、元々クラフトパークというのは、 その中に美術館があったり創造館や食堂があったり綺麗な芝生があったり、全体が一体になっている。町が、そのように一体化した活性化施設だからこそ観光客を呼べるというように位置づけた。将来的には町の活性化で一番効果のある場所が、クラフトパークを中心とした場所であり、北アルプスが一望できる景観が素晴らしく来た人々が感動する場所である。創造館、美術館、ゆったりと広い芝生。ワインブドウ畑、ワイン工場、すぐ近くにはハーブ園があるので連携し、摘み取り加工場も造り、安く自炊で泊まれる宿泊施設を造り、展望風呂も造り、町の観光客の拠点とし町の活性化を計るべきである。

山沖会長

そのあたりになると、ちょっと戦略的な話になるので、もう少し皆さんの話を聞かせてほ しい。1つは、美術館と創造館を一体というと町に誤ったメッセージとして伝わるのではな いかという意見がる。しかし、他方、将来的な話として言っているので、影響はないのでは ないかという意見もあり得る。

山﨑委員

私は宮嶋委員の考え方に賛成する。町は美術館と創造館を一体運営することで財政を改善できるとしているわけだから、このような表現は禁句ではないかと思う。美術館についてはすでに提言している訳だから、創造館については、ここに拘って提言した方が、私たちの考え方が分かりやすくなるし、行政側にも私たちの気持ちが届きやすい。

山沖会長

和澤委員の気持ちもよく分かるので、創造館の項目に載せるのではなく、横断的な課題を 扱っている基本的な考え方の中で、クラフトパークだけではなく、ハーブセンターや他の施 設を有機的に位置づけ、町全体として一体感のある役割を担わせるかという趣旨として盛 り込むことも考えたい。

丸山委員

【問題点】③には、創造館の利用者数が限定的になっているという指摘があるが、過去には、コンサート会場、研修会・研究会の会場、各種発表会、地域文化を継承するための会議で使われた。成人式も開かれたことがある。映画同好会による映画会もあり、女性団体で女性副知事を招き勉強会などを開いた大事な会場だ。立地条件もよいので、町内だけではなく町外からもわざわざ来てピアノの発表会なども行われた。

貸し館という本来の使命を生かすのであれば、景観を生かしてもっと町内外にPRをしてほしいと思う。無尽蔵な活用の仕方があるので、大事に守っていきたい。

また、芝生のエリアには野外コンサートができるステージも整えられて、かつて「ももいろクローバーZ」のメンバーによるコンサートイベントがあり、日本全国からファンが集まり会場一杯になったこともある。こうしたコンサートの場としても十分活用できる。

山沖会長

【問題点】③のところで、「~限定的になっている。」で切らず、「~その活性化が求められている」とすることも考えられる。

<5>役場庁舎

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

宮嶋委員

役場は、本庁舎ではなく庁舎でよい。

【問題点】①に、雨漏りなどの・・とあるが、外壁の劣化は聞いたことがあるが、雨漏りはあるのか。

宮澤課長

ときどき見られる。

宮嶋委員

【対応策】②の職員の車通勤について、2キロ以内は歩いて通勤するという点だが、自転車ということもあるので、ここまで言うべきかどうか。

丸山委員

徒歩通勤について書いた1人だが、健康保持増進の立場から歩くことは大変大事であり、 距離数は除いてもいいかもしれないが、近い人は歩くか自転車での通勤を勧める形にでき ないか。

なお、駐車場は町が個人から借りている土地であることを皆さんは承知しているのだろうか。

宮澤課長

個人の土地であることは承知している。

丸山委員

そのことに対して職員の皆さんから、このままでいいのか、あるいは、改善を図るべきではないのかという意見は出ていないのか。

宮澤課長

具体的な話は今のところはない。議会から値下げ出来ないかという話があり、調べたところ、平成28年12月に10年更新になっていて、前の担当課にも話を聞いたところ、契約更新の数ヶ月前に話をするのなら分かるが、そうでない場合は契約的におかしいと言われた。契約書にある期間であれば交渉に応じるが、そうでなければ応じる気はないと言われたという記録が残っている。

丸山委員

個人的には、近くに駐車場があることは有り難いことだとは思うが、個人から借りた土地でお金もかかっているということは、借りている立場で何らかの動きがあるのかと思って聞いた。

徒歩で通勤する人もいる。遠くの人はやむを得ないが、話題にしてもらえればと思う。距離が何キロとまでは書く必要はない。

山沖会長

ちなみに、2キロ以内というのは、通勤手当が出ない範囲ということである。

丸山委員

町内企業にお勤めの方で徒歩通勤している人がいる。

山沖会長

健康増進及び排ガス対策のためにというので、いろんなところで徒歩通勤が勧められている。

宮嶋委員

課長の話からすると、あと3年は更新できないことになる。駐車場を返却することはよいとして、10年契約だとすると、次の契約までまだ3年残っており、それまでは返却できないわけだから、その間は利用職員に応分の負担をしてもらうと記述するのがよいと思う。

塩原係長

【対応策】②には、「車通勤が認められる職員」と書いてあるが、「車通勤している職員」とするのはどうか。近場であっても車通勤はできるが、ただ通勤手当が出ないだけで、車で来てよい、悪いという使い分けは、町ではこれまでしていない。

山沖会長

それについては、②の後に、「近隣に居住している職員については徒歩での通勤とする方針を示す」とあるので、そうでない職員についても示していることになる。努力義務にはなるが。信州大学では駐車証を出して構内に入れないようになっている。そこまでしなくても一応、認められているか否かの精神的な指針にはなるだろう。

宮嶋委員

池田町役場は、許可制でやっているわけではないから、現状を見て、車で通勤している職員以外は・・という記述にしてはどうかという提案だ。

山沖会長

私は、これからはもう許可制にすることを考えるのかと思った。ここでは、駐車場の返納 に当たっては許可制にするという趣旨だ。

和澤委員

いい案だと思うが、今実態は車社会で、どこに行くにも車で、町の職員でも家が見えていても車で来る。現在の利用実態を調べる事が必要。通常の駐車料金で利用したい人の中で決めていけばよい。

丸山委員

もう一つの通勤方法として、池田町には巡回バスがある。県道まで出なくても巡回バスを 利用することも選択肢になる。県の場合も、職員駐車場がなく駐車料金が高いということも あり、鉄道利用者が多かった。長野駅から県庁まで皆さん歩いていた。

山沖会長

これまでの話を総合すると、契約更新までは返納は難しいので、それまでは応分の負担をしてもらう。

ともかく、車通勤に関して町としての基本方針を示すことが大事であり、職員駐車場については契約更新時には返却するようにする。当面の措置としては駐車料金を取るという趣旨の書き方をするということでどうか。

山﨑委員

職員も身を切る改革が必要だ。1人にすると2,500円くらいになるが、すぐにでも実行してもらいたい。このようなことを町の職員がやったということは、いい意味で町民へのプレゼントになる。これはすぐに出来ることだ。

山沖会長

具体的な文言は第3部会で話し合うことにして、次に移りたい。

2;40:38

<6>社会教育系施設、産業系施設、保健·福祉施設

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

宮嶋委員

【問題点】②では、「公民館としての役割も終わり」と書かれているが、表現がおかしい。 隣にあった公民館がなくなったことを言いたいのであれば、そのようにした方がよい。

山沖会長

文章表現は工夫したい。

和澤委員

浅原六朗記念館の問題点の1つは、分かりづらい場所にあることだ。役場と連動しており 駐車場もない。立地条件が悪いので、クラフトパークに移設したらどうか。

山沖会長

移転まで踏み込むかどうかは別としても、【対応策】①「役割を明確化して上で」という こととつながる。

和澤委員

移転まで明確にしなくても良い。現状の利用実態の中で、利用客が増加する対策を考えていくことでよいと思うが。移転については検討課題とする。

瀧澤委員

以前は、コーラスなどで使っていたこともあったが、利用されなくなっている。

和澤委員

日本全体が後継者不足であり、児童数も減少し、指導者も少なくなっていると思われる。 今の場所では、利用数の増加は見込めない。クラフトパークに移転し大勢の利用者の中でコーラスなどに使用した方が良いと思われる。アピール効果もある。

瀧澤委員

過去は子ども達が活用していた。もっと活用する取り組みが必要。

山沖会長

【対応策】②の教育会館と合わせた形で、浅原六朗記念館についても書くことにしたい。 先ほどの【問題点】の「公民館としての役割も終わり」の部分は、「併設された公民館が 閉鎖されたため・・」のような表現ではどうか。

塩原係長

「教育会館」と書いているものは、正しくは「旧教育会館」だ。現在の教育会館は、旧図書館であり区別する必要がある。

<7>その他の施設・土地

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

村端委員

【問題点】②については、「商業エリアとして町が購入したものの、何らの活用策も示されず」と、実態をきちんと示すべきだ。

次に、表現は別として、会染西部ほ場整備に伴う非農用地について、町は6億円を越える 費用で運動公園を作る計画をすでに町民に示している。その他のアイディアを募集すると しているが、実態としてかなり過大な計画が進行中だ。

従って、対応策としては「非農用地の活用については、町民・議会から十分意見聴取を行い、将来にわたって持続可能な町づくりに資する計画とすること」というような書き方が必要ではないか。このように、場所はあるが、これから何か予定されているところについても、一定の言及が必要だと思う。

山沖会長

非農用地の購入は済んでいるのか。

宮澤課長

まだだ。

山沖会長

まだ公共財産にも普通財産にもなっていないことから、今回の対象外にも聞こえるが。

村端委員

実態として、町は費用や計画の概要をすでに町民に示している。このままのやり方で進めてよいのかどうかということだ。これについては、「町民の意見を十分に聞いて対応されたい」という言い方であれば問題はないはずだ。

山沖会長

そこは町としては問題ないか。購入予定はあるということか。

宮澤課長

その通りだ。

塩原係長

旧教育会館は、現状では、町の書庫として使っているので社会教育系施設ではないため、「7. その他の施設・土地」の方に移してもらった方がいいのかもしれない。

現在は普通財産ではなく、まだ行政財産になっている。庁舎の書庫なので、庁舎の関連と して扱うこともあり得る。

山沖会長

そこは、また相談させてほしい。

<8>公共施設の使用料

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

特に問題がなければ、次に 1 枚紙で示した【公共施設のあり方・基本的考え方】に移りたい。

<公共施設のあり方・基本的考え方について>

山沖会長

基本的考え方としているが、場合によっては、答申の本体として、公共施設全般に関わる 共通的な課題として提起することも考えたい。なぜなら、これまでの議論でも明らかなよう に、網羅的に示すべき指摘が必要であることと、法律の執行者として、本来、ホワイトであ るべきなのにそうなっていないなど、個別の施設に限らない問題点の指摘が必要になって いるからだ。また、今後、庁舎の老朽化に対応するに当たって基金を貯めなければならない など、財政上の問題は全施設にもあてはまることも挙げられる。これらについては、しっか り入れておいた方がよいと思われる。

(以下、読み上げて説明)

なお、④のうち4行目後半から5行目にかけての「~とともに、必要に応じて同制度・・・ 納付する方策も盛り込む。」は削除してもよいかもしれない。

以上について、意見を聞きたい。

山沖会長

先ほど和澤委員から指摘された、「クラフトパーク、ハーブセンターなど池田町の公共施設全般について、それぞれの役割を十分に勘案して将来構想を検討する必要がある」という点は、①に入れることも考えられる。

和澤委員

人口減少による、財源の減収、国の借金の増大、インフレの時代これからの財政はより厳 しさが増大する。この中で町の財政を維持していくには、、行政も利益を上げることを考え ていくことが急務だ。

これからは、クラフトパークを拠点として、花とハーブ、ワインの町として、観光客増加に 向け、町に金を落としてもらう事を町一丸として考え投資していく必要がある。必要な施設 は建設すべきである。宿泊施設、ハーブ体験館、展望風呂等。

山沖会長

指定管理料の積算については、公表されるものなのか。

和澤委員

議会には示している。

山沖会長

議会に示しているということは公表しているということか。秘密会議で示しているのか。

和澤委員

秘密ではない。議会に示すということは町民に公表していることと同じだ。当然町民に積

算根拠をオープンするべきである。今までも積算根拠を示し議会のチェックを受けている。

辻委員

総務省の指示により、各自治体が公共施設等総合管理計画なるものを策定することとされており、池田町においても策定していることと思うが、どのようなものとなっているか。

塩原係長

国に言われて作ったところがある。

辻委員

国に言われて作っただけで、そんなに踏み込んだものにはなっていないということか。

塩原係長

どこを壊すかという細かいところまでは書いていない。

山沖会長

指定管理料については、積算を厳格に行った上で、その内容について議会においてチェックを行うということでもよいか。

宮澤課長

議会に積算は示したと思うが、予算の関係もあり、総額は出しても詳細は一般には公表していない。公表していいのか悪いのか、ここでは言えない。

山沖会長

文言については総務部会で検討させていただく。

今は、池田町は「花とハーブの里」「ワインの町」というコンセプトでいいのか。

和澤委員

ワインについては県から指導を受けて力を入れている。町活性化の農業政策の 1 つとしてワインに力を入れている。内鎌地域の農地構造改善事業計画の中でも 3 町歩のワイン畑を予定しワイン工場建設の希望もあると聞いている。ワインの町としてのコンセプトでも良いかは、町に確認する必要がある。

山沖会長

あと、保育園の再編、小学校の再編について、簡単に紹介しておく。

<【参考】保育園の再編、小学校の再編>

山沖会長

(資料の文面を読み上げて説明)

補足だが、小学校の【対応策】①2行目「~統合することを念頭に置いて、10年後~」を「~統合することを視野に入れて、~」とした方がよいかもしれない。ちょっと言い過ぎになっている。

和澤委員

まだ池田小学校にするか会染小学校にするか、全く未知数になっているから、池田小学校に統合すると限定的に書くことには問題がある。「2 校を 1 校に統合することも視野に入れて」という程度でよいのではないか。

山沖会長

「池田小学校と会染小学校の再編を視野に入れて」ということでもよいか。

宮嶋委員

それでもよい。なお、【問題点】の③「池田小学校だけで全児童を収容する~」という文面も、限定せずに「1つの小学校で」でよいと思う。

また、校舎改築の数字を入れるなら、保育園の【問題点】①現地建替えの費用は、確か7 億円と、以前より増えた財政シミュレーションを示していたような気がする。小学校の大規 模増築費も増えていたはずだ。

山沖会長

数字は、新しいデータを入れたい。

宮嶋委員

見出しに「保育園の再編」とか「小学校の再編」とかとなっているが、「再編」は要らない。

和澤委員

保育園の【対応策】②に、「出生数の増加に努める」という表現があるが、どうもひっか かる。

山沖会長

たとえば、「有効な少子化対策を講じる」でどうか。

瀧澤委員

子育て支援の強化に努めるという言い方もある。

山沖会長

では、「子育て支援の強化など有効な少子化対策を講じる」という趣旨の文言を検討したい。

和澤委員

日本全国で少子化対策が問題になっており、人口が6000万人でもいいという人もいるが、 やはり子どもの数を増やすことは町にとって緊急に必要なことで、早急に対策を講じて行 かなければならない。子どもの数が減少すると、町の活力が失われる。今町中が子どもの数 が大幅に減少している。町中、特に北保育園跡地を利用し、若者低額住宅を建設すべきであ る。町にとって、重要な課題のひとつである。子育てについて、手厚い支援が必要である。 行財政対策期間中であるが、早急の政策検討を開始すべき問題である。

山﨑委員

移住定住策をとっているが、やはり30代、40代の若い人を呼ばないといけない。 松川村とはその点で差がついてしまっている。この点を真剣に考えていかないと大変な ことになる。

山沖会長

先日、人口 5000 人くらいの朝日村に呼ばれて行財政改革の話をする機会があった。村の 出生数を推計したところ、今頃は 10 人以下に落ち込むと予測されたが、現在は池田町や松 川村と変わらない数になっている。その理由として最も大きいのは、分譲団地の造成による 効果だと思われる。造成は 1 期から 3 期に分けて計画され、現在は 3 期が終わったところ だが、人口が何十人か増え、落ち込みを抑えている効果があることが分かった。池田町でも 分譲団地をつくることも効果があると思わされた。

宮嶋委員

そこまで話が言ったのであれば、村端委員の案に「旧北保育園跡については民間企業と連携して若者定住住宅を整備し人口増を図る」という指摘がある。行政としての動きがないのなら、我々としてもそこまで踏み込んでもいいのではないか。

山﨑委員

職場も当然必要だが、若者向けの住宅を整備することは、子育て世代を応援する意味で重要になる。

和澤委員

現在の問題は、町なかに子どもがいなくなっていることだ。八幡社の祭りもできなくなっている。町なかの子どもを増やす施策が必要だ。

山沖会長

このあたりは、総務部会で相談させていただきたい。

5. 今後のスケジュール

山沖会長

11月までは前回決めており、12月については議会があるので、もう少し待つということだった。(日程再確認)

第四次答申は8月10日が1つの目安になるだろう。その際は町長にも出席していただくので対面の会議となる。町長との調整をお願いしたい。

塩原係長

次の諮問事項「補助金の適正化」に関する資料を現在準備しており、7月27日には配布できる。ただ説明するとなると大がかりになるので、その日程についても検討して頂きたい。 出来れば、説明は8月10日あるいは24日にして頂けると有り難い。

山沖会長

答申のでき具合にもよるし、ニュースレターも作らなければならないので、27 日に説明 するというのは難しい。

ニュースレターを作ることでよろしいか。

塩原係長

委員会として作る部分がなければ、事務局で通り一遍に、このような答申が出されました という作りになるが。

山沖会長

補助金の資料については、7月27日に出してもらい、8月10日には追加資料を含めて説明してもらう日程を予定しておきたい。

6. その他

村端委員

議事録の作成について2点話がある。

1 つは、6 月終わりに私から町に対して、今後の議事録の作成についての要望を出した。これに対して、このようにしたいという考え方は示されたが、一向に具体化されていない。どうしようとしているのかを聞きたい。

2つは、会議が長くなってきており、発言の(録音の際の)明瞭さが異なるため、どうしても聞き取りにくいところが出てくる。場合によっては、白抜きで出さざるを得ないところがあること、その部分は発言者の責任で埋めて頂きたいことをあらかじめお願いしておきたい。発言を忘れてしまうこともあるが、文字起こしソフトによる記録もつけるので、それを見ながら、空白を埋めてほしい。

山沖会長

議事録についての町の対応方針はどうなっているか。

塩原係長

予定した職員は他の業務に携わっているし、フルタイムではないので、対応が困難になっている。今のところは、村端委員に協力して頂ければと思っている。

宮嶋委員

議事録の整理を村端委員にやっていただくなら、今の状態ではよくない。ある程度の金額を支払っていただきたい。課長決済でできる話である。

山沖会長

そこは、村端委員とよく話し合ってほしい。 特になければ、今日はここまでとする。

7. 閉会(丸山副会長)